

汚泥に該当する石綿含有産業廃棄物の取扱いについて

これまで和歌山県では、産業廃棄物収集運搬業許可証に「廃プラスチック類」、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」、「がれき類」の3品目を石綿含有産業廃棄物が含まれるものとして記載していましたが、令和3年3月に環境省から「石綿含有産業廃棄物等処理マニュアル（第3版）」が公表され、石綿含有仕上塗材が産業廃棄物となったものは、除去された工法によって、産業廃棄物の「汚泥」に該当する旨がある旨、記載されました。

このことから和歌山県では、令和5年2月1日より以下のとおり一律に取り扱いを変更します。

現に産業廃棄物収集運搬業許可証の取り扱い産業廃棄物の種類に「汚泥」の記載があり、かつ「廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類」のいずれかの品目に1つでも石綿含有産業廃棄物を含む」の記載があれば、「石綿含有産業廃棄物を含む汚泥」を運搬する許可があるものとみなすこととします。

*但し、汚泥の許可に何らかの制限がある場合を除きます。

*積替保管施設で保管する場合は変更届の提出が必要です。

該当する事業者については、令和5年2月1日以降の更新許可申請時に順次確認を行い、許可証に記載します。

また、更新許可申請以前に「石綿含有産業廃棄物を含む汚泥」の許可証への追記を希望する場合は、変更届出書を提出してください。

なお、「石綿含有産業廃棄物を含む汚泥」の運搬許可を希望しない場合は、更新申請の手続き時に併せて、事業の一部廃止として、「石綿含有産業廃棄物を含む汚泥を除く」旨の変更届出書を提出してください。

【 許可があるとみなされる許可証の記載例 】

1. 事業の範囲	
取扱産業廃棄物の種類	
1) 汚泥	7) ゴムくず
2) 廃油	8) 金属くず
3) 廃プラスチック類	9) ガラスくず
4) 紙くず	10) がれき類
5) 木くず	11) ばいじん
6) 繊維くず	
水銀使用製品産業廃棄物を含まない。	
取扱産業廃棄物のうち、水銀含有ばいじん等が含まれるものなし	
取扱産業廃棄物のうち、石綿含有産業廃棄物が含まれるもの	
3) 9) 10)	

廃プラスチック類、ガラスくず、がれき類のいずれか1つの番号が記載されていれば可